

平成26年(行コ)第68号

木曾川水系連絡導水路事業公金支出差止請求控訴事件

控訴人 小林 收 外77名

被控訴人 愛知県知事 大村秀章 外1名

### 準備書面 (控訴審3)

平成27年3月9日

名古屋高等裁判所民事第1部 御中

被控訴人ら訴訟代理人弁護士

後 藤 武 夫

同訴訟復代理人弁護士

常 川 尚 嗣



本書面においては、特に断りのない限り、従前使用したのと同じの略称を使用する。

#### <控訴人らの平成27年2月26日付け第2準備書面について>

控訴人らの上記準備書面における主張は、原判決や判例を自らの主張に沿うように独自に解釈しただけのそれ自体失当な主張であったり、控訴人らのこれまでの主張を繰り返すだけのものであったり、あるいは被控訴人らの主張や原判決の言葉尻をとらえた本件の審理にとって非本質的な主張に過ぎず、いずれも反論に値しない主張である。

よって、被控訴人らは、上記控訴人らの準備書面については、従前の被控訴人らの主張に反する部分については全て否認ないし争うと答弁し、それ以上の反論はなさないものとする。 以上